○農林水産省告示第二百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道檜山郡江差町字桧岱二八四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字桧岱二八四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び江差町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道中川郡美深町字清水三二九（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び美深町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道虻田郡京極町字北岡一六の五・一六の六・七五三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　北海道芦別市川岸三、九、一六の一、一六の二、一七の一、一七の二、二三の一、二三の二、二四、二八の一、二八の二、二九、三四、三五、四〇の一から四〇の三まで、四一、四六の一、四六の二、四七、五二の三、五三、五四の一、六〇の一、六〇の二、七八、七九、八八、八九の一、九八の一、九九の一、九九の四、一一三の一、一一三の二、一一六、一二二、一三三、芦別九一の一から九一の三まで、九一の五、九二の一から九二の四まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を北海道庁及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県鳥栖市河内町字中原城二三一八の五、二三一八の一一、二三三六の三、唐津市厳木町広瀬字立草二一一二、西松浦郡有田町二ノ瀬字舘中甲一一四八、甲一一四九、字平古場甲一一五七の一三、甲一一五九の四、甲一一六〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁並びに関係市役所及び有田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町中庄二九六四の六八七、二九六四の六八九、二九六四の六九四、二九七〇の三の三、三六一六の一、三六一六の二、三六二八の一、三七一九の二の九、三七一九の二の一〇、三七一九の二の一一、三好市山城町下名字右ノ字七八、七九の一から七九の三まで、八二、字池ノ上二二の一、二三、三三の一、三三の二、三三の四、三三の七から三三の九まで、字楠ノ尾ノ上六一の一、六六の一、字楠ノ尾ノ下五七、字柴折三六の一、三六二の一、三六九の一、三七〇の一、三七一の一、字島ノ本一、五から一〇まで、一二の一、一五、一七の三、一九、二〇、字滝下三二一の三、三二七、三三五の一、三三五の二、三三七の一、三三八の一、三三八の三、三三九、三四五、三四七の一、三五一、字滝ノ下八九の一、八九の三、九〇から九二まで、一一五の二、一一六、一一七、一一九、一二〇、一二二の一、一二一の二、一三一の一、一三三の一、一三六、一四二、一四三、字テクジ四六二の一、四六四の二、四七二の一、四七三、字中日浦二四五の四、二五一から二五三まで、字中道三七五の一、三七五の二、三七五の九から三七五の一一まで、三七八、三七九の一から三七九の四まで、三八三、三八四、三八五の一、三九二の一、三九二の二、字火燈五〇五の一六、五〇五の一八、五〇五の二三、五〇五の二四、五〇五の二九、五〇五の三二、五〇五の三八、五〇六の三、字松ノ本七三の一から七三の四まで、七四から七七まで、字横倉一五〇の一、一五〇の六、一五〇の七、一五一の一、一五一の三から一五一の六まで、一五二の一、一五三の一、一五三の二、一五四の一から一五四の一三まで、一五四の一五、一五四の一七から一五四の二一まで、一五五、一五六の一、一五六の二、一五八の一、一六一の一、一六一の三、一七二の二、一七六、一七九、一八四の一から一八四の三まで、一八五の一、一八九、一九四の二、一九五の一、一九五の二、一九六の一、一九六の二、二〇六の一、二〇九の一、二〇九の二、二一五の一、二一六の一、那賀郡那賀町木頭助字中谷九九、一一四、一一五、一三一、一三二、一四五、一四六

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁並びに三好市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）